

第1回 日本芸術院の会員選考に関する検討会議

議事次第

1. 日時 令和3年2月1日（月）10時～12時
2. 場所 文部科学省第2講堂（旧庁舎6階）（※WEB会議）
3. 議事
 - （1）座長の選任等について
 - （2）文部科学大臣挨拶
 - （3）事務局からの資料説明
 - （4）日本芸術院の会員選考に関する議論
4. 配布資料
 - 資料1 日本芸術院の会員選考に関する検討会議取扱要項・委員名簿
 - 資料2 日本芸術院の概要・関係法令
 - 資料3 諸外国の芸術に関する栄誉機関の例
 - 資料4 日本芸術院の会員選考に関する国会質疑
 - 資料5 主な検討課題（案）
 - 資料6 今後のスケジュール（案）

日本芸術院の会員選考に関する検討会議 取扱要項

令和3年1月13日
文部科学大臣決定

1. 趣旨

日本芸術院は、「芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための荣誉機関」（日本芸術院令第1条）として、文化庁に置かれた特別の機関（文部科学省設置法第23条）であり、3つの部会と16の芸術分野で構成されている。

会員選考にあたっては、各部会に所属すべき会員候補者を各部会員が推薦し、部会内の選挙によって過半数の得票を得た者を総会で承認し、院長の申出により、文部科学大臣が任命を行っている。

このたび、外部有識者による「日本芸術院の会員選考に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）において、会員の在り方や、多様化した文化芸術を反映した分野の拡充、会員選考の際の外部意見の反映方法等について検討を行う。

（参考）日本芸術院の組織

第1部 [美術] ①日本画、②洋画、③彫塑、④工芸、⑤書、⑥建築

第2部 [文芸] ⑦小説・戯曲、⑧詩歌、⑨評論・翻訳

第3部 [音楽・演劇・舞踊] ⑩能楽、⑪歌舞伎、⑫文楽、⑬邦楽、⑭洋楽、⑮舞踊、⑯演劇

2. 検討事項

- (1) 日本芸術院の会員の在り方に関する事項
- (2) 日本芸術院の分野の拡充に関する事項
- (3) 日本芸術院の会員選考にあたっての外部からの意見反映方法に関する事項
- (4) その他必要な事項

3. 開催方法

- (1) 検討会議は、別紙に掲げる委員で組織する。
- (2) 検討会議には、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (3) 検討会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めるものとする。
- (4) 検討会議は、原則公開とする。ただし、個人情報を含む事項を扱う場合その他正当な理由により非公開とすることが適当と認める場合は、会議の合意を得て非公開とすることができる。

4. 設置期間

令和3年1月13日～令和4年3月31日

5. その他

検討会議の庶務は、関係各課室の協力を得て、文化庁参事官（芸術文化担当）において処理する。

日本芸術院の会員選考に関する検討会議 委員名簿

(敬称略・五十音順)

おおさか 逢坂	えりこ 恵理子	国立新美術館長
おかじま 岡島	ひさし 尚志	国立映画アーカイブ館長
おかむろ 岡室	みなこ 美奈子	早稲田大学演劇博物館館長
おざき 尾崎	まさあき 正明	茨城県近代美術館長
かじや 加治屋	けんじ 健司	東京大学大学院総合文化研究科教授
くさなぎ 草薙	なつこ 奈津子	平塚市美術館特別館長
さわ 澤	かずき 和樹	東京藝術大学長
しま 島	あつひこ 敦彦	金沢21世紀美術館長
たてはた 建畠	あきら 哲	多摩美術大学長
ばんどう 坂東	あやこ 亜矢子	演劇評論家
みうら 三浦	あつし 篤	東京大学大学院総合文化研究科教授
やなぎはら 柳原	まさき 正樹	京都国立近代美術館長
やまね 山根	もとよ 基世	ジャーナリスト

【オブザーバー】

たかしな 高階	しゅうじ 秀爾	日本芸術院長
すみかわ 澄川	きいち 喜一	日本芸術院第一部長
かが 加賀	おとひこ 乙彦	日本芸術院第二部長
のむら 野村	まん 萬	日本芸術院第三部長

日本芸術院の概要

1. 設置目的・根拠

「芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための荣誉機関」として、文化庁に置かれた特別の機関（文部科学省設置法第32条、日本芸術院令）。

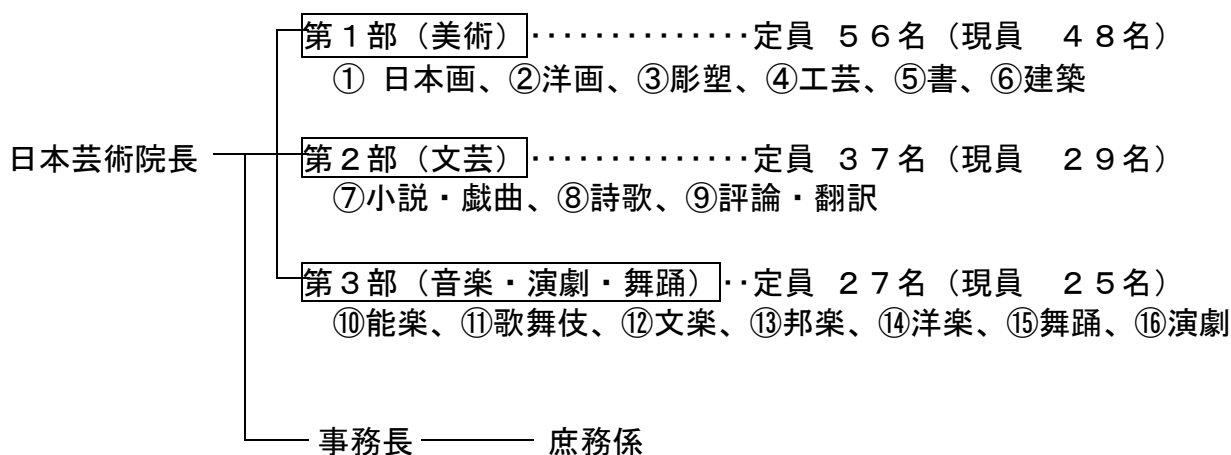
2. 沿革

- 明治40年6月 文部省美術展覧会を開催し、美術を奨励するため、出品を審査するための「美術審査委員会」（日本画・西洋画・彫刻）が発足。
- 大正8年9月 展覧会の開催だけでなく美術の重要事項を文部大臣に建議できる「帝国美術院」（日本画・洋画・彫塑・工芸・書・建築）に改組。
- 昭和12年6月 美術だけでなく芸術各分野の発達に寄与するよう、新たに文芸、音楽・演劇・舞踊を加え、「帝国芸術院」に改組・拡充。
- 昭和22年12月 「日本芸術院」に名称変更（展覧会の開催は昭和33年に分離）。

3. 組織

日本芸術院は、院長1名（任期3年）と会員（終身）120名以内で構成され、会員は分野ごとに3部会（美術、文芸、音楽・演劇・舞踊）16分科に分かれ所属。

会員選考にあたっては、各部会に所属すべき会員候補者を各部会員が推薦し、部会内の選挙によって過半数の投票を得た者を総会で承認。院長の申出により、文部科学大臣が任命。非常勤の国家公務員（令和2年12月15日現在 現員102名）。



4. 主な事業

- ① 芸術の発達に寄与する活動を行うとともに、芸術に関する重要事項を審議し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べるができる。
- ② 会員以外の者で、卓越した芸術作品と認められるものを制作した者及び芸術の進歩に貢献する顕著な業績があると認められる者に対して、毎年、日本芸術院賞（特に優れた者には恩賜賞）を授与している。
- ③ 所蔵作品の公開展示（無料）、日本芸術院賞受賞作品展（無料）、会員による講演会等の開催（無料）、日本芸術院会員記録の制作、日本芸術院の活動記録作製等も実施。

5. 年金 250万円/年

6. 令和3年度政府予算案 5億2,700万円

○文部科学省設置法（平成 11 年法律第 96 号）（抄）

第三節 文化庁

第三款 特別の機関

（日本芸術院）

第二十三条 文化庁に、日本芸術院を置く。

- 2 日本芸術院は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 芸術上の功績顕著な芸術家の優遇に関すること。
 - 二 芸術の発達に寄与する活動を行い、並びに芸術に関する重要事項を審議し、及びこれに関し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- 3 日本芸術院の長及び会員は、政令で定めるところにより、文部科学大臣が任命する。
- 4 日本芸術院の会員には、予算の範囲内で、文部科学大臣の定めるところにより、年金を支給することができる。
- 5 日本芸術院の組織、会員その他の職員及び運営については、政令で定める。

○日本芸術院令（昭和24年7月23日政令第281号）（抄）

（日本芸術院の性格）

第一条 日本芸術院は、芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための栄誉機関とする。

（組織）

第二条 日本芸術院は、院長一人及び会員百二十人以内で組織する。

2 日本芸術院に次の三部を置く。

第一部 美術

第二部 文芸

第三部 音楽、演劇、舞踊

3 会員は、いずれかの部に分属する。

第三条 会員は、部会が推薦し、総会の承認を経た候補者につき、院長の申出により、文部科学大臣が任命する。

2 前項の部会の推薦する者は、部会において芸術上の功績顕著な芸術家につき選挙を行い、部会員の過半数の投票を得た者とする。

3 前項の投票において、病気その他の事故のため出席できない者は、郵便その他の方法により投票することができる。

第四条 会員は、終身とする。ただし、会員が辞任を申し出た場合には、総会の承認を経て、これを認めることができる。

第五条 院長は、芸術に関し卓越した識見を有する者のうち、会員の選挙により過半数の投票を得た者につき、文部科学大臣が任命する。

2 前項の場合において、過半数の得票者のないときは、投票の最多数を得た者二人につき、更に会員が投票を行い、多数の得票を得た者をもつて当選者とする。ただし、得票数が同数のときは、年長者をもつて当選者とする。

4 院長の任期は、三年とする。

5 院長は、非常勤とする。

第六条 各部に属する会員により部長として互選された者は、各部の部務を掌理する。

2 部長は、三年ごとに改選する。

（会議）

第七条 日本芸術院の会議は、総会、部会及び連合部会とする。

2 総会は、年二回、院長が招集する。ただし、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。

3 部会は、部長が招集する。

4 連合部会は、関係する部の部長の申出により、院長が招集する。

5 総会は、会員の過半数が出席しなければ、議決をすることができない。ただし、あらかじめ通知した議題について、書面をもつて意思を表示した者は、その議題に限り、出席したものと認めることができる。

6 総会の議決は、出席した会員の多数決による。

7 前二項の規定は、部会及び連合部会の会議に準用する。

○日本芸術院会員推薦並びに選考規則（昭和33年12月18日総会議決）（抄）

（推薦の開始）

第二条 日本芸術院会員の補充を必要とする場合、その年度に補充すべき会員の数、並びに候補者推薦開始の時期については、年度はじめに開催される総会において定める。

第三条 日本芸術院会員の候補者は、その所属すべき部の会員が推薦するものとする。ただし、部が必要と認めた場合には部外より意見を聴くことができる。

（被推薦者）

第四条 推薦される候補者は芸術上の功績顕著な芸術家でなければならない。

（選考委員会）

第五条 候補者を選考するため、日本芸術院会員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第六条 委員会は、日本芸術院の全会員をもって組織し推薦された候補者について審査並びに選考を行う。

第八条 委員会の委員長は、日本芸術院長とする。

第九条 委員会に美術、文芸及び芸能の三選考部会を置く。

3 選考部会の部務は、日本芸術院の各部長が部会長として掌理する。

5 各選考部会は、推薦された候補者につき、第四条の趣旨に従い、補充すべき会員数の無記名連記投票を行う。

第十一条 委員会は、選考部会の報告に基づき、各部において補充すべき会員数の倍数の候補者を選考する。ただし、特別の事情がある場合においてはこの限りでない。

第十二条 委員会は、候補者を決定した後、選挙報告書を作成しなければならない。

2 前項の報告書には、各推薦者について、委員会で決定した順位を記載しなければならない。

第十三条 委員会は前条の規定により作成した選考報告書を、日本芸術院の各部長に提出するものとする。

第十四条 日本芸術院の各部は、前条の選考報告書に記載された候補者について選考を行う。

第十五条 日本芸術院令第三条第一項の規定に基づき、部会が推薦する候補者数は、当該部会の欠員数を超えることができない。

2 部会員の過半数の得票を得た候補者数が、当該部会の欠員数を超えるときは、得票数の多い者から推薦するものとする。

3 前項の場合において、得票数の同数の者があるときは、年齢の高い者から推薦するものとする。

第十六条 候補者の選考に際し、次の基準に従うよう注意すること。

一 候補者については、芸術上の功績に重点をおき、あわせて芸術上の閱歴及び人格を十分に考慮すること。

二 候補者については、当該芸術分野内において一方に偏しないように留意すること。

三 候補者の選考は、慎重を期し、適任者を得ない場合は、必ずしも直ちに補充することを必要としないこと。

諸外国の芸術に関する荣誉機関の例

国名	英国	フランス	米国		ドイツ	イタリア
名称	ロイヤルアカデミー	フランス学士院 (アカデミーフランセーズ等を統括)	米国芸術文学アカデミー	ナショナルアカデミー	ベルリン芸術アカデミー	アカデミア・ ディ・サン・ルカ
設立者等	国王の許可	国立	国の認可	国立	国立	大統領府管轄
設立の経緯	1768年、著名な芸術家や建築家36名が、技芸や専門知識を次世代に継承するため、国王ジョージ3世に請願書を提出。国王の許可を得て、ロイヤルアカデミーやロイヤルアートスクール、展覧会を設立。	1635年に宰相リシュリューがフランス語の統一のため設立したアカデミーフランセーズや、財務総監コルベールが芸術の発展のために設立したアカデミー等、5つのアカデミーを統括する機関としてナポレオン1世が1795年に設立。	1898年、フランスのアカデミーフランセーズをモデルに、150名の会員によって設立。1913年、大統領に承認された議会憲章によって、名誉ある機関として認可。	1825年、英国のロイヤルアカデミーをモデルに、芸術家や建築家の荣誉組織、附属のナショナルアート美術館、定期的展示プログラム、アートスクールが含まれた国立の組織として設立。	1696年、ブランデンブルグ選帝侯フリードリヒ3世が設立した芸術振興機関。主に学会としての役割を担っていたが、東西ドイツ統一後の1993年、西ベルリンに戦後設立された芸術アカデミーを統合し、ドイツ連邦政府が直接設置。	1593年、ローマの芸術家達が後進の育成のために設立したサン・ルカ芸術家組合が起源。その後、教育機関としての活動は切り離されるが、芸術と建築学の発展に資するアカデミーとして、1948年、初代イタリア大統領の命により、大統領府が管轄。
会員数	80名	435名	250名	320名	500名	180名
会員の選考	現会員が新会員を選考					
	現会員8名以上から推薦を受けると候補者として名簿に掲載され、現会員全員参加の定例会場で、投票によって会員を選出。	各アカデミーの現会員が志願者の中から選抜。志願者は履歴書と動機等を明記したレターを現会員全員に送付し、面接を受ける。	欠員が生じると、現会員の投票によって会員を選出。	候補者は現会員からの推薦状をアカデミーに提出し、現会員全員による投票によって会員を選出。	現会員が自分の所属する分野の候補者を推薦。非公開の総会での現会員による無記名投票によって会員を選出。	現会員が候補者を指名し、選考の上、現会員による投票によって会員を選出。
年金・給与	×					
国からの財政支出	×			○		
組織財源 資産等	「フレンド会員」（スポンサー、支援者、寄贈者）からの寄付や寄贈、ロイヤルアートスクール、図書館、展覧会等の運営によって収入を得ている。 王室からの支援は受けていない。	寄付・寄贈によって収入を得ている他、多くの美術館や不動産等を所有し、財団や図書館、歴史的建造物等を管轄。	寄付・寄贈によって収入を得ている。	政府、財団等からの補助金に加え、企業からのサポートや「ナショナルアカデミードナー」と呼ばれる有志からの寄付・寄贈、附属のナショナルアート美術館の入場料収入、アートスクールの授業料やワークショップの参加料等によって収入を得ている。	政府の補助金が主な財源だが、寄付・寄贈やアカデミーの建物（ホール、ロビー、会議室、スタジオ等）の貸出や展覧会等の入場料、技術者などの人材やサービスの提供、機材の貸出、「アカデミー友の会」の年会費からも収入を得ている。	政府、財団等からの補助金の他、企業からのサポートや不動産の賃貸、出版、「20世紀建築家基金」、「アカデミー愛好会」の年会費、アカデミー絵画館の入場料からも収入を得ている。図書館や歴史資料館を所有する他、アカデミーの初期の本拠地であり、復興修復作業に携わった教会も管理下にある。
活動内容	・アートスクールや図書館等の運営	・美術館や財団等の運営	・展覧会の開催	・アートスクールや美術館の運営	・表彰、奨学金等	・国立ローマ中央修復研究所等と連携した育成プログラムを企画
	・展覧会の開催	・表彰、助成金、奨学金等	・表彰	・展覧会の開催	・芸術プロジェクトの企画、運営	・表彰、コンクール、奨学金等
		・学会会議やシンポジウム等の開催	・アーカイブ等	・アーカイブ等	・アーカイブ等	・展覧会や講演会等の開催
		・アーカイブ等			・芸術文化に関する刊行物の発行	・美術品コレクションの貸与
		・辞書の編纂や研究誌等の刊行			・芸術文化に関する政府への助言	・アカデミーの活動報告誌発行
					・文化財の保護と修復	

日本芸術院の会員選考に関する国会質疑（抜粋）

○令和2年11月27日 衆議院文部科学委員会

（立憲民主党・菊田真紀子議員）

日本学術会議と同じく税金で運営されている政府の機関で、文化庁に設置されている日本芸術院という機関があります。・・・果たしてこれまでどおり前例踏襲のまま国民の税金が投入されているのか、そういう思いが拭えません。・・・私は、ここで一旦立ちどまって、国民生活も財政も大変厳しい昨今、・・・当該機関が広く国民の理解を得られる組織として改革されるべきではないかと思い、このように質問させていただいております。・・・

日本芸術院の会員選考に関連してお伺いします。・・・2015年の予算委員会分科会で、当時私と同じ党だった緒方林太郎議員がこの問題を取り上げました。現会員の覚えがめでたい人でなければ選考の俎上にのらないのは問題であり、かつ、日本芸術院会員推薦並びに選考規則では部外より意見を聞くことができるとされているのだから幅広く選考できるように変えていくべきではないかと、当時の下村大臣に質問をされました。下村大臣の答弁は、そのまま読みます。「これは御指摘のとおりだと思います。今後、芸術院会員の選考に当たっては、外部の意見を適切に反映されるようにすることが望ましいため、会員候補者の推薦に当たっては、もともと規定があるわけですから、外部の意見が取り入れられるよう、日本芸術院に検討を求めてまいりたいと思います。」と明確に述べられました。しかし、この2015年の質疑から5年経過した今、なお、日本芸術院は、外部の意見を取り入れるかどうか検討中なんです。・・・任命権者である文部科学大臣が指示をしているにもかかわらず、5年も結論を出していない組織はあり得ません。本当のところは、外部の意見を取り入れると会員の既得権益が失われてしまうから、のりくらしと議論を続けているのではないかと疑ってしまいます。・・・日本芸術院は国民の税金が年間5億円投入され、会員になれば年間250万円の年金が終身で授与されるのです。その会員になるためには、自身の芸術分野の現会員から推薦を受けなければ選考に上がることはできません。院に与えられた役割を十分に果たしているとは言えないし、何よりも、文部科学大臣が国会の場で選考過程の見直しを検討せよと述べてから5年たってもいまだに見直されていない、これが実態です。・・・私のこの問題提起に関して、大臣からぜひ御答弁をいただきたいと思います。

（萩生田文部科学大臣）

日本芸術院は、芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための栄誉機関であり、日本芸術院会員は、芸術上の功績顕著な芸術家から選考すべきものと位置づけられております。その会員の選考に当たっては、近年の文化芸術に対する国民の関心なども考慮し、時代のニーズを踏まえ、より広い視野で検討することが必要だと考えております。・・・やはり文化とか芸術の概念というのもどんどん時代の変化とともに広がってきていて、我々が想定していなかったジャンルで世界からも評価をされる分野というのも出てきているわけですから、私は、そういった意味で、この令和の時代の新しい芸術の評価のあり方というものはやはり必要なんだと思います。この組織は、下村大臣の時代から、選考過程を明確にして外部の意見も聞くようにと言っているにもかかわらず、いまだに答えが出ていないということは、ちょっと私は残念だと思いますので、文化庁はしっかり事務局を果たさせていただいて、新しい方向というのを示していただくことを期待をしたいと思います。

主な検討課題（案）

1. 日本芸術院の会員の在り方

- ・ 会員として必要な要件について
（グローバル化した文化芸術における芸術上の功績の考え方）

2. 日本芸術院の分野の拡充

- ・ 多様化した文化芸術の現状をふまえた分野の在り方について

3. 会員の選考方法

- ・ 会員候補者の推薦や選考の際の外部意見の反映について

今後のスケジュール（案）

令和3年

2月下旬 第2回検討会議

- ・第1回の討議をふまえ整理した論点について討議

3月下旬 第3回検討会議

- ・これまでの討議をふまえた「とりまとめ素案」について討議

4月中旬 第4回検討会議

- ・第3回の討議をふまえた「とりまとめ案」について討議